

令和6年第2回臨時会
相良村議会臨時会会議録

令和6年3月28日

熊本県相良村議会

令和6年第2回相良村議会臨時会会議録

令和6年3月28日（木曜日）

午前10時00分開会

於 会議場

開議

1. 議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第35号 相良村中学校卒業祝金支給条例の制定について
(質疑) |
| 日程第4 | 議案第14号 相良村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑) |
| 日程第5 | 議案第15号 相良村土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑) |
| 日程第6 | 議案第16号 相良村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑) |
| 日程第7 | 議案第17号 相良村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑) |
| 日程第8 | 議案第18号 相良村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑) |
| 日程第9 | 議案第19号 相良村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑) |
| 日程第10 | 議案第20号 相良村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑) |

- 日程第 1 1 議案第 2 1 号 相良村簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑)
- 日程第 1 2 議案第 3 6 号 相良村報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑)
- 日程第 1 3 議案第 2 2 号 相良村木造住宅建設補助金交付条例の廃止について
(質疑)
- 日程第 1 4 議案第 2 3 号 令和 5 年度相良村一般会計補正予算 (第 1 1 号)
(質疑)
- 日程第 1 5 議案第 2 4 号 令和 5 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 6 議案第 2 5 号 令和 5 年度相良村簡易水道特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 1 7 議案第 2 6 号 令和 5 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 1 8 議案第 2 7 号 令和 5 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
(質疑)
- 日程第 1 9 議案第 2 8 号 令和 6 年度相良村一般会計補正予算 (第 1 号)
(質疑)
- 日程第 2 0 議案第 2 9 号 令和 6 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 1 議案第 3 0 号 令和 6 年度相良村簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 2 議案第 3 1 号 令和 6 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算 (第 1 号)
(質疑)
- 日程第 2 3 議案第 3 2 号 工事請負契約の変更について
(質疑)
- 日程第 2 4 議案第 3 3 号 第 6 次相良村総合計画の策定に関し議会の議決を求めることについて
(質疑)
- 日程第 2 5 議案第 3 4 号 相良村過疎地域持続的発展計画の変更に関し議会の議決を求めることについて
(質疑)
- 日程第 2 6 議案第 3 5 号 相良村中学校卒業祝金支給条例の制定について
(討論・採決)
- 日程第 2 7 議案第 1 4 号 相良村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(討論・採決)
- 日程第 2 8 議案第 1 5 号 相良村土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について
(討論・採決)

- 日程第 2 9 議案第 1 6 号 相良村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
(討論・採決)
- 日程第 3 0 議案第 1 7 号 相良村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(討論・採決)
- 日程第 3 1 議案第 1 8 号 相良村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(討論・採決)
- 日程第 3 2 議案第 1 9 号 相良村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(討論・採決)
- 日程第 3 3 議案第 2 0 号 相良村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(討論・採決)
- 日程第 3 4 議案第 2 1 号 相良村簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
(討論・採決)
- 日程第 3 5 議案第 3 6 号 相良村報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(討論・採決)
- 日程第 3 6 議案第 2 2 号 相良村木造住宅建設補助金交付条例の廃止について
(討論・採決)
- 日程第 3 7 議案第 2 3 号 令和 5 年度相良村一般会計補正予算 (第 1 1 号)
(討論・採決)
- 日程第 3 8 議案第 2 4 号 令和 5 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 9 議案第 2 5 号 令和 5 年度相良村簡易水道特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 4 0 議案第 2 6 号 令和 5 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 4 1 議案第 2 7 号 令和 5 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
(討論・採決)
- 日程第 4 2 議案第 2 8 号 令和 6 年度相良村一般会計補正予算 (第 1 号)
(討論・採決)

- 日程第43 議案第29号 令和6年度相良村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第44 議案第30号 令和6年度相良村簡易水道特別会計補正予算(第1号)
- 日程第45 議案第31号 令和6年度相良村農業集落排水特別会計補正予算(第1号)
(討論・採決)
- 日程第46 議案第32号 工事請負契約の変更について
(討論・採決)
- 日程第47 議案第33号 第6次相良村総合計画の策定に関し議会の議決を求めることについて
(討論・採決)
- 日程第48 議案第34号 相良村過疎地域持続的発展計画の変更に関し議会の議決を求めることについて
(討論・採決)

閉 会

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 川 邊 一 徳 君 | 6番 西 本 巳喜男 君 |
| 2番 坂 田 朋 美 君 | 7番 高 岡 重 盛 君 |
| 3番 永 田 博 人 君 | 8番 小 善 満 子 君 |
| 4番 徳 田 正 臣 君 | 9番 市 岡 智 恵 君 |
| 5番 中 村 重 道 君 | 10番 黒 木 正 照 君 |

3. 欠席議員(0名)

4. 説明のため出席した者(9名)

- | | |
|-----------------------|----------------------------|
| 村 長 吉 松 啓 一 君 | 建設課長 大 土 手 寛 君 |
| 教 育 長 緒 方 俊 一 郎 君 | 教育課長 出 合 宏 光 君 |
| 総 務 課 長 川 邊 俊 二 君 | 保健福祉課長 平 川 千 春 君 |
| 会 計 管 理 者 渋 谷 美 佐 江 君 | 産業振興課長兼農業委員会事務局長 倉 田 雅 弘 君 |
| 税 務 課 長 平 田 智 博 君 | |

5. 本会議の書記

- 議会事務局長 和 田 耕 君

開会 午前 10 時

○議長(黒木正照君) おはようございます。全員出席でございます。ただいまから、令和 6 年第 2 回相良村議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(黒木正照君) 日程に従いまして、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、2 番議員、坂田朋美君、

{「はい。」と、2 番議員。}

3 番議員、永田博人君、

{「はい。」と、3 番議員。}

を指名します。

日程第 2 会期の決定の件

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思っております。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日間に決定しました。

○議長(黒木正照君) 日程第 3 に入ります前に、村長より所信表明の申し出がありますので、これを許します。村長、吉松啓一君。

{「はい。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) おはようございます。先の選挙におきまして、村民の皆様方の御信任を得まして、相良村長に就任しました吉松啓一でございます。村民の皆様方を始め、議会の皆様方、どうぞ宜しくお願い申し上げます。それでは、議長のお許しが出来ましたので、所信表明を申し上げます。私にとりましても 2 期目となり、35 年ぶりの無投票となりましたことは、国、県及び村内外に向けて、まとまって行く表れであり、非常に身が引き締まる思いです。村民の皆様が安全で安心して暮らせる、心かよう村づくりを進めてまいりたいと考えております。その基本となります項目を順次述べさせていただきます。相良村振興計画や熊本県からの相良村振興に対する取り組み、190 項目に 112 億円以上の事業支援などを踏まえ、事業を進めてまいります。道路関係では、国道 445 号と川辺川は、人と言いますと背骨であり血流であります。国道の改良や河川改修を図り、村道、農道はもとより国道、県道など計画的な道路改良、整備を進めてまいります。基幹産業であります農林業につきましては、農地の基盤整備、用水路の整備、基幹林道の整備、担い手育成、鳥獣害被害対策等に取り組みます。保健福祉関係では、女性の方々が安心して暮らせるために産科婦人科医療の連携、不妊治療費助成と産前産後のカウンセリングの充実。配食サービスや買い物支援及び高齢者、

障害者、児童、活困窮者等を一体的に支援。住民健診、また、早期治療の支援体制を整備します。教育関係では、学校校舎内外の環境整備と通学路の安全対策、文化財及び国、県指定の神社仏閣等の周辺整備を進めます。環境整備といたしましては、上四浦の振興、四浦地区の交流施設整備を計画し、川辺川を生かした魅力創造事業として廻地区に河川公園を設置します。遊水地の利活用も図ります。防災、減災関係では、川辺川の河道掘削、堤防かさ上げなどの改修をし、避難地、避難路整備を行います。また、移住定住対策や地域の特性を活かした企業誘致などの、働く場の確保を進め、川辺川を生かしたブランド化に向けた取組み、交通体系整備、インターネット通信の民営化等を進め、水質日本一 17 年連続の清流川辺川を安全で安心できる川として子々孫々に残します。このような考えを基本としまして、早急にできるものから取り組みながら、村民の皆様方のご意見を尊重し、議会と協調を図り、役場職員の知恵、アイデアを活かしながら一歩ずつ着実に村政を進めてまいりますので、今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。



日程第 3 議案第 35 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 3、議案第 35 号、相良村中学校卒業祝金支給条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 35 号、相良村中学校卒業祝金支給条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。タブレットでは 417 ページをご覧ください。この条例は、中学校の保護者に卒業祝金を支給することにより、卒業を祝福し、併せて子育て世帯への経済的負担の軽減を図ることを目的に制定するものでございます。支給額は、生徒一人当たり 5 万円でございます。なお、条例の施行日は公布の日からとし、令和 6 年 4 月 1 日から適用するものでございます。以上、議案第 35 号につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、4 番議員。}

はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) 4 番議員、質疑いたします。基本的な考え方として、ばらまきと言われても非常に時代の流れ、流れが良いかどうかは、良いか悪いか別としても、に沿った提案ではないかなと思っておりませんが、村長にお尋ねしたいのは、これ中学校卒業、卒業祝金というのは珍しい形かなと思って、同じぐらい年度とは関係なしに時期的に見た場合に高校等入学、今はほとんど高校に行かれますんで、ほとんどというか全入的な感じであります。専門学校等含めて。高校等の入学祝い金という形で持っていけなかったかというのが一つと、あと経済、卒業を祝福するというのは、それは

もちろんでしょうけども、経済的負担の軽減を図るということでもありますけども、所得制限というのを設けなかったのか。相良村でもかなり高額所得者の方がいらっしゃいますので、所得制限を設けなかったのかということと、支給対象者は、これは保護者ということであって、生徒、卒業生本人ではないということにした理由、この三つをちょっとお尋ねいたします。

{「はい、議長。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 今、4番議員、言われましたとおり、卒業祝い金か、あるいは高校に行く入学支援金か、祝い金かという話でございましたが、一つは全部の生徒が高校に行くとは限らないと。あるいは就職される方、あるいは留学される方もおられますので、中学祝い金だったならば全部に該当すると。それと生活困窮者とか、いろいろそのレベルがそんなに本村は所得の格差がないと考えておりますので、その点を含めまして全員にやると。高校に行けば準備金で、聞くところによりますと10万円以上かかるということですので、子育て支援の一環としてやっていきたいと思っております。もう一つは何やったですかね。

○4番(徳田正臣君) 児童生徒じゃなくて保護者に支給するというのはなぜか。

○村長(吉松啓一君) それは、保護者に支給するというのは今申し上げましたとおり、高校であれ就職であれ外国であれ、準備するのは、お金は当然、中学生持っておりませんので、保護者がその分、負担が少ないように文書のとおり、負担が少ない形で支援していくということでございます。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) 中学校で卒業して就職される方というのは、今、いらっしゃらないと思うんですね。ここ数年のデータ見ても。ポジティブな考え方として高校にとか、高校等ですね、入学祝い金のほうが、私はよかったかなと思っております。昔、議員時代に否決された、反対されたという経緯もあって、こうならざるを得ないのかなと思っておりますが、ただ一つです、村民の所得格差がないという、それはちょっと村長として認識不足かなと。ごく一部の超高額所得者の方がいらっしゃるわけでありまして、申し訳ないですけども、やはり今の時代は、こういった補助金なり交付金といいますか、非常に国から県から村からが一つのブームになっております。財源のこともあまり考えずに。ですけど方向性として、やられることに反対はしませんけども、所得の格差があって、なおかつそれがもう固定化してるという、この相良村でもかなり高額所得者、超一部の高額所得者と、その他大勢の中級クラスというか、もう正直言ってかなり生活に困っていらっしゃる方がいらっしゃるということの認識はしていただきたいなと思っております。やはり保護者じゃなくて本人にやる工夫もすべきだったかなと思っております。やはり祝い金でしたら、やはり本人にやって、もう中学校卒業すればもう大人として、お金の使い方も

○議長(黒木正照君) 4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい。

○議長(黒木正照君) 質疑、質疑

○4番(徳田正臣君) 考えなきゃいけないので、その点ちょっと考慮していただければよかったかなと思っております。それで、すみません。もう一つ、すみません。祝い金のその5万円という金額が決まったその理由がありましたら、感覚的なものでもいいです。これはもう決定的な根拠というのは難しい話ですんで、何かもし根拠がありましたらということで村長、お願いします。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) よそにあるかないかは別として、ある郡内の町村で、通学費の8割を補助。宿泊はあれですね、アパートとか、そういうところにいる人は8割補助という町村がございます。それはそれとして踏まえて、先ほど言いましたとおり準備金が10万以上かかるという話ですので、半額まではいきませんが、それに近い数字が5万ということで決定させていただきました。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) はい。議長、私、以上です。

○議長(黒木正照君) はい。他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、6番議員。}

はい、6番議員。

○6番(西本巳喜男君) おはようございます。6番、西本です。お尋ねします。今、村長が答弁なさいましたように、保護者に5万円、卒業祝い金ということで出ておりました。今度の補正予算にもそういう、この金額が225万ということで、補正予算で表現されております。で、計算しましたら、45人ぐらいの人数かな。掛けること5万円とすれば225万ということで出てましたんで、私、45人を、卒業者を想定されてるかなと思っておりますが。ただ、この提案理由の中で、子育て世帯への経済的負担の軽減を図るとともに云々と書いてありますが、子育て世帯、もちろんそれもいいことであるとも思いますし、村長自身の新たな考え方、そして自分の考えのもとにこういうことを今回、ご提案されてると思っておりますが、一番大事なことは、結局、人口が増えない。子供が生まれるのが少ない。卒業式にも少なかったし、入学式も何人ぐらいか、ちょっとまだ分かりませんが、そういうことで子供たちが非常に少ないんですね。もともと今度は逆に生まれる子供たちに対して厚く、そのいろんなこういう祝い金とかいろんなことでしてあれば、あるいは保育園の保育料あたりについても、もうちょっとこう、今後また検討されて、ご提案なさるかもしりませんが、保育料あたりをもう全額支給するという自治体も出ておりますので、これについても今後お考えになってるのか、あるいはもう生まれた時からそういうことで、福祉的なことでやっていくということをお考えなのか。こっちのほうが先かなと思っております。ちょっと話がちょっと飛びますけどね。そういうことで順番としてはそっちのほうが先じゃなからうかと思っておりますし、これも手厚く、そういうことでやっていかれるという

ことで大事かと思っておりますけど。もしそういう考えがあれば、ここんとこについても、またご答弁いただければと思っております。ありますか。

{「はい。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) はい。6番議員が言われました、その子育て支援の一環。もう子供にしなければならないということです。その元をたどれば、若者の定住ということで、移住定住で宅地造成しましたが、あれもその一環でございまして、もう一つは、生まれたときに補助はないのかということで、今、保健福祉課もちよつと確認しましたところ、生まれたとき5万円、母子手帳交付かな、その時に5万円ということで10万円の補助金を0歳児にはやっている。それと、昨年、議決していただきました、おむつの補助も月々にやっておりますので、またいろんな方策があれば、随時、皆様方と協議しながら実行できる部分は実行していきたいと思っております。以上でございます。

○6番(西本巳喜男君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、6番議員。

○6番(西本巳喜男君) 脱線した質疑かもしれませんが、生まれてからの子についてもやはり補助をやってるということで確認できましたけど、保育料のことも全額補助的なことも、もう頭の中に入れていただいて、今後、検討していただければということで考えております。以上です。

○議長(黒木正照君) 議員の皆さん質疑ですので、質問ではありませんので、

{「・・・。」と、呼ぶ者あり。}

いや、今後ずっと続きますので、質疑ということで頭に入れてお願いいたします。はい。他にご質疑ありませんか。はい、質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第4 議案第14号

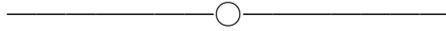
○議長(黒木正照君) 次に、日程第4、議案第14号、相良村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第14号、相良村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。タブレットでは2ページをご覧ください。今回の条例改正は、地方自治法の一部改正に伴い会計年度任用職員の給与に対する国の非常勤職員の取扱いに準じ、勤勉手当の支給を行うこととするため、相良村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご提案するものでございます。なお、条例の施行日は令和6年4月1日でございます。以上、議案第14号につきまして提案

理由をご説明申し上げましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第5 議案第15号

- 議長(黒木正照君) 次に、日程第5、議案第15号、相良村土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

- 村長(吉松啓一君) それでは、議案第15号、相良村土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。タブレットでは6ページをご覧ください。今回の条例改正は、今後の土地開発事業に必要な財源確保のため、相良村土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定につきましてご提案するものでございます。具体的な内容につきましては、基金の金額を2,800万円から5,000万円に増額するものでございます。なお、条例の施行日は公布の日からでございます。以上、議案第15号につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第6 議案第16号

- 議長(黒木正照君) 次に、日程第6、議案第16号、相良村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

- 村長(吉松啓一君) それでは、議案第16号、相良村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。タブレットでは9ページをご覧ください。今回の条例改正は、令和6年度から令和8年度まで、第9期相良村介護保険事業計画の策定に伴い保険料率を改定するとともに介護保険施行令等の一部改正により、相良村介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましてご提案するものでございます。具体的な内容につきましては、保険料基準月額である第5段階を6,500円から6,700円とし、第5段階の年額を8万400円とするものでございます。また、介護保険施行令の改正に伴い所得段階区分を9段階から13段階へ改正するほか、所要の改正を行うものでございます。なお、条例の施行日は令和6年4月1日でございます。

す。以上、議案第 16 号につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、8 番議員。}

はい、8 番議員。

○8 番(小善満子君) 8 番議員、質問いたします。この条例の額なんです、毎年、ここで決めますよね。条例の、3 年に 1 回ということ。それに基づいて、ここに、改正前、現行と改正後ということで、38 条なんかで幾ら幾らと書いてありますが、この金額については相良村独自で決めたというようなことですよ。各町村によって金額が違うというわけですよ。うちの場合はそのようなことで、普通、普通、一般的に、このところが多いというようなその段階をちょっと、改正後のこの条例で見せて、これでどの程度が多いと。段階の人が、生活の時に所得がこれだけあって、これだけだというようなことがあれば教えてください。お願いいたします。

○議長(黒木正照君) はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長(平川千春君) おはようございます。保健福祉課長、お答えいたします。すみません。数字として段階ごとに出てはいたんですが、私、本日ちょっと資料のほうを準備しておりません。一番多かったのは、4 段階とか 5 段階の方が多かったと思っております。まず、標準が第 5 段階の方が基準額となっております、その金額をまず決めるんですね。それから基準額に率というものは法律のほうで決まっております、その率を掛けまして 1 段階から 13 段階までの保険料率のほうを決定しているところでございます。以上、お答えいたします。

○8 番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8 番議員。

○8 番(小善満子君) これは市町村の財政状況によってもかなり低くなるというような可能性があると思うんですよ。だから相良村の場合は順調に、この保険料が上がってきております。だから年間にやはり相当納める人もおりますので、財政的に余裕があるようでしたら、この基準を、改正後の基準を今後あと 3 年後になりますが、ある程度抑えて、現行維持とかいうようなことで、これができないものかということで村長にお願いいたします。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 8 番議員、介護関係、内容詳しいほうですけども、介護費が上がったというのは新聞紙上で必ず出て参ります。その中でご覧いただければ、相良村はそんなに上がる率が少ない町村に含まれるんじゃないかならうかということで、今、思っております、今、言われますとおり、できるだけ負担が少ないように少ないように計算して、その計算結果。また、今年度だけ少なくして、あと 3 年後また極端に上が

ることがないように段階を踏んで今やっておりますので、正当な金額で、他町村とい
ずれ新聞出てきますので、見比べていただければ相良村はある程度順当じゃなかった
だろうかということになると思いますので。どうかよろしくお願いします。

○8番(小善満子君) はい。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) はい、これで質問を終わります。

○議長(黒木正照君) はい、他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので質疑なしと
認めます。これで質疑を終わります。



日程第7から日程第10 議案第17号から議案第20号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第7、議案第17号、相良村指定居宅介護支援等の事
業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてか
ら、日程第10、議案第20号、相良村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的
な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでを
一括議題とします。本案について提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第17号、相良村指定居宅介護支援等の事業の人員
及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから議案
第20号、相良村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに
指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関す
る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでにつきまして一括して
ご説明申し上げます。初めに、議案第17号、相良村指定居宅介護支援等の事業の人員
及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し
上げますが、タブレットでは15ページからをご覧ください。今回の改正は、国が定め
る指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正により、相良村指定
居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例の制定についてご提案するものでございます。改正の具体的な内容につきましては、
指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員基準、身体拘
束等の適正化の推進及び介護現場の生産性の向上などを改正するほか、所要の改正を
行うものでございます。なお、条例の施行日は令和6年4月1日でございますが、第
25条に1項を加える改正規定は令和7年4月1日でございます。次に、議案第18号、
相良村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介
護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条
例の制定についてご説明申し上げます。タブレットでは36ページからをご覧ください。
今回の改正は、国が定める指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介
護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正により、

相良村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご提案するものでございます。改正の具体的な内容につきましては、介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置、身体拘束等の適正化の推進及び重要事項の掲示などを改正するほか、所要の改正を行うものでございます。なお、条例の施行日は令和6年4月1日でございますが、第22条に1項を加える改正規定は令和7年4月1日でございます。次に、議案第19号、相良村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。タブレットでは63ページからをご覧ください。今回の改正は、国が定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正により、相良村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご提案するものでございます。改正の具体的な内容につきましては、管理者の兼務範囲の明確化、身体拘束等の適正化の推進及び協力医療機関との連携体制の構築などを改正するほか、所要の改正を行うものでございます。なお、条例の施行日は令和6年4月1日でございますが、第35条に1項を加える改正規定は令和7年4月1日でございます。最後に、議案第20号、相良村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。タブレットでは163ページからをご覧ください。今回の改正は、国が定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正により、相良村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご提案するものでございます。改正の具体的な内容につきましては、管理者の兼務範囲の明確化、身体拘束等の適正化の推進及び協力医療機関との連携体制の構築などを改正するほか、所要の改正を行うものでございます。なお、条例の施行日は令和6年4月1日でございますが、第33条に1項を加える改正規定は令和7年4月1日でございます。以上、議案第17号から議案第20号までにつきまして一括してご説明申し上げましたが、内容ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第11 議案第21号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第11、議案第21号、相良村簡易水道給水条例の一部

を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○**村長(吉松啓一君)** それでは、議案第 21 号、相良村簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。タブレットでは 204 ページからをご覧ください。今回の条例改正は、相良村中四浦区、大谷地区簡易水道施設整備事業に伴い当該地区の相良村簡易水道給水区域変更認可の承認を受けるため、相良村簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定につきましてご提案するものでございます。なお、条例の施行日は令和 6 年 4 月 1 日でございますが、追加します大谷地区については令和 8 年 4 月 1 日からでございます。以上、議案第 21 号につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○**議長(黒木正照君)** 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第 1 2 議案第 3 6 号

○**議長(黒木正照君)** 次に、日程第 12、議案第 36 号、相良村報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○**村長(吉松啓一君)** それでは、議案第 36 号、相良村報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。タブレットでは 421 ページをご覧ください。今回の条例は、球磨郡医師会からの通知に基づき学校医の報酬を日額から年額に変更し、また、学校薬剤師及び健康管理医の規定を新たに追加するため、相良村報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご提案するものでございます。なお、条例の施行日は公布の日から、令和 6 年 4 月 1 日から適用するものでございます。以上、議案第 36 号につきまして提案理由をご説明申し上げますが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○**議長(黒木正照君)** 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第 1 3 議案第 2 2 号

○**議長(黒木正照君)** 次に、日程第 13、議案第 22 号、相良村木造住宅建設補助金交付条例の廃止についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○**村長(吉松啓一君)** それでは、議案第 22 号、相良村木造住宅建設補助金交付条例の廃止について提案理由をご説明申し上げます。タブレットでは 207 ページをご覧ください。今回の条例の廃止は、新たに移住・定住者、木造住宅建設及び空き家活用などに対する補助制度を設置するため、相良村木造住宅建設補助金交付条例を廃止する条例の制定につきましてご提案するものでございます。なお、条例の施行日は令和 6 年 4 月 1 日でございます。以上、議案第 22 号につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○**議長(黒木正照君)** 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ここで暫時休憩とします。再開は午後 1 時からといたします。

○
休憩 午前 10 時 39 分

再開 午後 01 時 00 分
○

日程第 14 議案第 23 号

○**議長(黒木正照君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、日程第 14、議案第 23 号、令和 5 年度相良村一般会計補正予算第 11 号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○**村長(吉松啓一君)** それでは、先ほど午前中、11 時から県の副知事、田嶋副知事が来られて相良村振興策についての経過を説明していただきました。その間、議会のほうの時間を割いていただきまして誠にありがとうございます。それでは、議案第 23 号、令和 5 年度相良村一般会計補正予算第 11 号について提案理由をご説明申し上げます。タブレットでは 209 ページからをご覧ください。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,578 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46 億 6,029 万 1,000 円とするものでございます。それでは、歳出の内容につきまして 10 ページ、タブレットでは 218 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、議会費関係では 179 万円の減額補正ですが、不用と見込まれる額を減額補正するものでございます。次に、総務費関係では 1,200 万 4,000 円の増額補正ですが、17 ページ、タブレットでは 225 ページの総務管理費の一般管理費で、財政調整基金への積立金として 5,766 万円の増額補正を、地域振興基金への積立金 1,600 万円、土地開発基金への積立金 259 万 7,000 円の減額補正を、18 ページ、タブレットでは 226 ページの企画費で、ふるさと応援寄附金の減額見込みに伴うふるさと寄附金謝礼 720 万円の減額補正を、19 ページ、タブレット 227 ページの役務費で、同じくふるさと応援寄附金の減額見込みに伴うふるさと寄附金促進手数料 320 万円の減額補正のほか、不用と見込まれる額を減額するものが主なものでございます。次に、

民生費関係では192万8,000円の減額補正ですが、22ページ、タブレットでは230ページの社会福祉費の社会福祉総務費で育児休業職員2名の給料220万円の減額補正を、老人福祉費で老人ホーム措置費220万円の減額補正を、国民健康保険費で出産時一時金繰出金100万円の減額補正を、23ページ、タブレットでは231ページの児童福祉費の児童措置費で、子どものための教育・保育給付費負担金として370万円、医療的ケア児保育支援事業補助金として264万1,000円の増額補正をお願いするほか、不用と見込まれる額を減額するものが主なものでございます。次に、衛生費関係では1,518万4,000円の減額補正ですが、24ページ、タブレットでは232ページの保健衛生費の健康増進費で健康診査委託料700万円の減額補正をお願いするほか、不用と見込まれる額を減額するものが主なものでございます。次に、農林水産業費関係では1,230万円の減額補正ですが、26ページ、タブレットでは234ページの農業費の農業経営基盤強化促進事業費で、相良村農林業新規就労サポート事業のほか、農業機械導入等に関する補助金511万7,000円の減額補正を、農村総合整備事業で農業集落排水特別会計への繰出金340万円の減額補正をお願いするほか、不用と見込まれる額を減額するものが主なものでございます。次に、商工費関係では195万6,000円の減額補正ですが、不用と見込まれる額を減額するのが主なものでございます。次に、土木費関係では268万7,000円の増額補正ですが、28ページ、タブレット236ページの土木管理費の土木総務費で単県改良事業負担金120万円の減額補正を、29ページ、タブレットでは237ページの道路橋梁費の道路維持費及び橋梁維持費では特定財源の減額に伴う財源組替を、住宅費の住宅建設費で設計業務積算単価の上昇及び積算率の変更に伴う地域優良賃貸住宅整備事業設計業務委託料として400万円の増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、消防費関係では179万8,000円の減額補正ですが、消防費の非常備消防費で団員報酬100万円の減額補正をお願いするほか、不用と見込まれる額を減額するのが主なものでございます。次に、教育費関係では9,609万2,000円の増額補正ですが、30ページ、タブレットでは238ページの教育総務費の事務局費で学校建設等基金積立金として1億円の増額補正をお願いし、31ページ、タブレットでは239ページの社会教育費の集会施設整備費で地域コミュニティ施設設計業務委託料106万円の減額補正をお願いするほか、不用と見込まれる額を減額するものが主なものでございます。最後に、災害復旧費関係では4万4,000円の減額補正ですが、不用と見込まれる額の減額補正をお願いするものでございます。これらの歳出の財源といたしまして9ページ、タブレット217ページ以降の歳入補正予算事項別明細書のとおりですが、国庫支出金、県支出金、財産収入及び寄附金を減額し、村税、各種交付金、地方交付税、使用料及び手数料、繰入金及び諸収入をもって充てるものでございます。また、8ページ、タブレットでは216ページの第2表、繰越明許費補正において、くま川鉄道経営安定化補助金事業の災害復旧分として365万4,000円及び茶湯里男湯サウナヒーター取替修繕事業として160万6,000円の追加を、LPガス価格高騰対応生活者支援事業のほか、3事業の繰越額の変更について併せてお願いするものでござい

ます。以上、議案第 23 号につきましてご説明申し上げましたが、内容ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、8 番議員。}

はい、8 番議員。

○8 番(小善満子君) 8 番議員、質問いたします。まず 20 ページです。20 ページの LP ガス価格高騰対策生活支援事業費ということで減額してますよね。これ第 1 回目が 6,000 円でした。その個人のもらうのが。今回が 4,000 円なんですけど、この第 2 回目の 4,000 円というのは、まだほとんどの方が請求していないんじゃないかなと思っておりますが、このように減額して、ここの 8 ページの繰越明許補正ということで変更ですね。変更で 516 万、これで、これは来年、令和 6 年度に入って請求していいということですよ。だから、まだ慌てて 31 日までにしなくちゃいけないというようなものじゃないということですか。はい、総務課長。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) こんにちは。総務課長、お答えいたします。LP ガス関係の価格高騰に伴います支援につきましては、第 1 弾が 6,000 円の支給でございました。第 2 弾としまして 1 世帯当たり 4,000 円の支給でございますが、今回、歳出のほうの減額につきましては、もともと当初予定しておりました世帯数が 1,076 世帯でしたが、県のほうで推計の数値が出ましたので、この数値が 963 世帯分で計算をし直しまして、今回差額分を減額させていただくものでございます。なお、4,000 円分の申請につきましては新年度になりまして 5 月中旬から 8 月下旬にかけてが一応申請の期間というところで、時期が参りましたら、第 1 弾と同様にガス供給会社のほうから利用者のほうに申請の手続き等のお知らせが来るかと思っております。以上でございます。

○8 番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8 番議員。

○8 番(小善満子君) 次、23 ページ。23 ページの児童措置費の中の 2 の補助金、医療的ケア児保育支援事業 264 万 1,000 円。この金額につきましては、この医療的支出ということで暁保育園が整備されてますよね。違うんですか、あれと。違うの。この分についての事業はどういうことですか。保健福祉課長、お願いします。

○議長(黒木正照君) はい、保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長(平川千春君) 保健福祉課長、お答えいたします。医療的ケア児保育支援事業といいますのは、日常において医療的、例えば、酸素マスクとか痰の吸引とか、医療的ケアが必要なお子様を保育所のほうでお預かりして、それに係る専門職、看護師さんとかをつけていただいた分に係る経費について補助する事業となっております。

相良村におきまして1名の子がおりますので、その分をこの事業で賄っております。
以上、お答えいたします。ちなみに保育所は人吉のほうの保育所にお預けになってる
お子様となっております。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) これで質問を終わります。

○議長(黒木正照君) はい、他にご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、4番議員。}

はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい、2点ほど質疑いたします。まず1点目は補正予算書での16
ページ。雑入で、熊本県市町村振興協会交付金というのが119万円ありますけど、こ
れにつきまして、実は議員によりましては、私自身と他の議員もおりますけど、市町
村アカデミー、東京の市町村職員中央研修所と、あと滋賀県のほうに全国市町村国際
文化研修所というのがあるって、そちらのほうに研修に参加してるわけではありますが、
交通費も研修参加費も全部自腹切って毎回行ってるわけであります。研修に参加され
た北海道から沖縄までの、研修に参加されてる議員さんたちの話を聞きますと、毎回
100パーセント自腹で来るというのは、はっきり言って相良ばかりであって、ちょっ
と恥ずかしい思いをするわけなんです。年間の限度額とか、年に1回だけの研修とか、
あるいは研修費用だけとかという、負担するということをどこの自治体でもやってい
るわけでありまして、東京の麹町にある、永田町か、あそこの自民党の裏にある全国
の市町村がありますよね。あそこで尋ねたならば、熊本県の場合、熊本県のほうに
もお尋ねしたんですが、熊本県市町村振興協会の交付金の中に、その研修費用も含め
て出してるということなんで、徳田議員が使われるんだったらそちらのほうで、村の
ほう、村長さんのほうに相談されて、幾ら出されるか別としても、そちらのほうに入
れてるんで、そちらを活用して研修参加してくださいということでした。別に話す
ならば、それは政活費、政務活動調査費が、相良村あればいいんですが、昔、議員で
自ら廃止されましたので。それは別段置いて議員のアクションとして動けばいいん
でしょうけど。今後、もし村長にお願いしたならば、今後のこととして、議員が研修
する場合、市町村アカデミー等を中心として研修する場合に、幾らかの補助金なりを
出していただくことが可能であるかお尋ねします。というのは、ご存じだと思います
が参加費は自腹で払ってるわけなんですよ。ところが自治省とすれば、その払った研
修参加費というのは交付金で何割か戻ってくるという理屈になってるんです。幾ら交
付金の中に、どこに入ってるかは色がついてないから分かんないんですけど、個人で
払ったお金なのに交付金で戻ってくるというのは、村に戻ってくるというのにおかしい
話であって、ですからちょっと説明が要しますので長くなりましたけども、そういう
ことからできれば確認のうえ、総務課長のほうになるのかもしれないですけど、村長
の考えとして、今後そういった補助金等を、議員の活発な議員活動のために、交通費等

に参加費等出すのが可能であるかどうか。これについてお尋ねいたすところでありま
す。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) お尋ねの件につきましては、何ですか市町村振興協会の交付金が
来るから、後は村長にどうにか言えば出るんじゃないかと、県も無責任な話をしてお
りますが、その

○4番(徳田正臣君) むしろその中に含めて、払ってるということなんですよ。

○村長(吉松啓一君) うん。

○4番(徳田正臣君) ちょっと理解が違うんです。

○村長(吉松啓一君) それとですね。やはりこれは議員さんの問題ですが、議員さん
が、毎日どこに行かれるかそれは勝手ですが、

○4番(徳田正臣君) 旅行じゃないです。研修です。

○村長(吉松啓一君) 旅行で、どこに、

○4番(徳田正臣君) ごめんなさい。すみません。ご無礼しました。

○村長(吉松啓一君) どこに行かれるのも、まずは議会のほうでそういう、またいろ
んな許可とか、いろんな方法がありますから、それに基づいてやっておられると思
いますが、この振興協会の交付金のような目的で来ているのだったら、それをどう
いうふうに扱うか、他の町村も見て、やっていかなければならないと思っております。
今、勉強不足ですけども、4番議員のほうがその点は県のほうに聞いて、お金を出し
てくれという話でしょうけども、議会の研修等も含めて議会のほうで協議されて、そ
の結果、村のほうにご要望される分にはいろいろ協議はしますが、また、議会のほう
で協議していただければと。以上です。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい、ちょっと、今までご存じなかったんですすみません。まだ理
解が足りないかなと、村長、思うんですから、それ致し方ない。議会の動きじゃなく
て、これは参加は個人であっても市町村アカデミーの研修に参加するのは議会事務局
を通じてしか申し込めないんですよ。個人で直に申し込むわけではないんです。はい。
議会事務局を通じて申し込んで、そして支払いするという形になってくるんです。は
い。そういうところでご理解いただければと思っております。これに限らず、他の研
修費用というのが、議会の活性化のために他にあればいいんですが、他にないもんで
すから、残る手段としては村議会として動く部分は、これはここでの議論の俎上に上
げるべきことではないですけども、これを使って、この交付金を使って来てる議員が
現実おるもんですから、相良村の村長の考え方としてどうなのかと。できるならば、
こういったことも、一つの選択肢として考えていただければよろしいんですよとい
うことでのお尋ねなんです。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。今回のこの熊本県市町村振興協会の交付金でございますが、中身がサマージャンボ、ハロウィンジャンボの収益金が返ってくるというような形になります。このうち、サマージャンボの収益分が66万8,890円、それと当初予算を上げておりましたが、ハロウィンジャンボについてが総額で252万1,000円程度となっております。これについては、振興協会のほうから上限額が示されまして、そのお金を村として何に使うのかというところで、令和5年度につきましては、子供医療費の助成のほうに充当し、もう1つが観光事業に充当して使っているところでございます。他にもいろいろな項目がございますので、どの事業をやっていくのかというようなことは令和6年度、新たに、また考えていけるところではないかなというふうに考えております。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) 宝くじのというのは十分私も分かっておりますけど、県のほうでもそういう話と、他の県、宮崎県とか鹿児島県が、県によってそういった扱いをやっているのを、相良村として、今後、議員の研修にも補助金として出すことが可能であるかどうかのお尋ねだったわけですね。はい。それとちょっとこれ私がちょっと理解不足だったかもしれませんが、ちょっと待ってください。土木費住宅費ですね。29ページ、地域優良賃貸住宅整備事業設計業務委託400万円。もう今日は3月28日で、年度末ぎりぎりでは上がってきてますけど、これが今上がってきた理由というのを、もうちょっと、もう1回、ちょっと理解不足でしたんで説明してもらえればと思います。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。今回、400万円の増額補正をお願いしているところでございますが、官庁施設の設計等の積算基準の改定によりまして、積算の係数であったり、あとは技術者等の単価の上昇によりまして、もともと設計のほうは予算認めてもらっているんですが、上昇したことによりまして不足する400万円について増額補正をお願いするものでございます。設計の発注につきましては令和6年度に繰り越して実施するものでございますので、繰越明許費のほうにこの400万を、1回認めてもらっております金額に増額したところで、全額繰り越しさせていただくというところをお願いしているところでございます。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) はい、議長、以上です。

○総務課長(川邊俊二君) 他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第15から日程第18 議案第24号から議案第27号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 15、議案第 24 号、令和 5 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 3 号から日程第 18、議案第 27 号、令和 5 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号までを一括議題とします。本案について提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 24 号、令和 5 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 3 号から議案第 27 号、令和 5 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号までについて一括してご説明申し上げます。初めに、議案第 24 号、令和 5 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 3 号についてご説明申し上げます。タブレットでは 242 ページからになります。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 792 万円を減額し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 4,763 万 6,000 円とするものでございます。補正の内容といたしましては 6 ページ、タブレットでは 247 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出につきましては 9 ページ、タブレットでは 250 ページの保険給付費の高額療養費で、給付実績見込みにより一般被保険者高額療養負担金 325 万 4,000 円の減額補正を、出産育児諸費で出産育児補助金 150 万円の減額補正を、国民健康保険事業費給付費の医療費給付費分、後期高齢者支援金分及び 10 ページ、タブレットでは 251 ページの介護納付金分について特定財源の減額に伴う財源組替を、保険事業費の特定健康診査等事業費で、健診等委託料 150 万円の減額補正のほか、不用と見込まれる額を減額するものが主なものでございます。歳入につきましては 8 ページ、タブレットでは 249 ページから計上しておりますが、保険税及び繰入金を減額するものでございます。次に、議案第 25 号、令和 5 年度相良村簡易水道特別会計補正予算第 5 号についてご説明申し上げます。タブレットでは 253 ページからになります。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 12 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,621 万 7,000 円とするものでございます。補正の内容といたしましては 5 ページ、タブレットでは 257 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まずは、歳出につきましては 8 ページ、タブレット 260 ページの簡易水道事業費の施設管理費で水道検針ハンディ機器保守業務委託料 12 万円の減額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては 7 ページ、タブレットでは 259 ページに計上しておりますが、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。次に、議案第 26 号、令和 5 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 5 号についてご説明申し上げます。タブレットでは 262 ページからになります。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 340 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,524 万 4,000 円とするものでございます。補正の内容としましては 5 ページ、タブレットでは 266 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出につきましては 8 ページ、タブレットでは 269 ページの農業集落排水事業費の施設管理費で公共柵設置工事請負費

340万円の減額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては7ページ、タブレットでは268ページに計上しておりますが、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。最後に議案第27号、令和5年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。タブレットでは271ページからになります。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ274万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,434万2,000円とするものでございます。補正の内容としましては5ページ、タブレットでは274ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出につきましては8ページ、タブレットでは278ページの後期高齢者医療広域連合納付金で、実績見込みにより被保険者保険料負担金247万円の減額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては7ページ、タブレットでは277ページに計上しておりますが、保険料及び一般会計からの繰入金を減額し、繰越金を充てるものでございます。以上、議案第24号から議案第27号までを一括してご説明申し上げましたが、内容ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。すみません。

○議長(黒木正照君) 訂正どうぞ。

○村長(吉松啓一君) 失礼しました。ちょっと訂正をお願いします。相良村後期高齢者医療特別会計補正予算の第2号について減額する額が274万と申し上げましたが、247万の間違いでございました。大変失礼しました。訂正をお願いします。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第19 議案第28号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第19、議案第28号、令和6年度相良村一般会計補正予算第1号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第28号、令和6年度相良村一般会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。タブレットでは280ページからご覧ください。今回の補正は、肉付け予算として、政策的経費、普通建設事業など投資的経費を中心に編成させていただきました結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8,309万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億4,143万1,000円とするものでございます。それでは、歳出の内容につきましては11ページ、タブレットでは290ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、議会費関係では409万6,000円の増額補正ですが、16ページ、タブレットでは295ページの議会費で、臨時会、特別委員会及び各種協議会等の費用弁償として288万9,000円などの増額補正をお願いするものでございます。次に、総務費関係では1

億 3,342 万 1,000 円の増額補正ですが、総務管理費の一般管理費で社会人経験者を対象とした試験を実施し、任用するための職員給料として 427 万 7,000 円、18 ページ、タブレットでは 297 ページの委託料で、デジタル化に対応するための条例等見直しを行うためのアナログ規制業務支援委託金として 352 万円の増額補正を、19 ページ、タブレットでは 298 ページの積立金で、財政調整基金積立金 2,916 万 2,000 円の減額補正を、企画費で地域おこし協力隊 1 名の報酬として 244 万 7,000 円、20 ページ、タブレットでは 299 ページの委託料で、空き家実態調査業務委託料として 220 万円、川辺川魅力創造事業に関係する 3 つの事業委託料として 6,930 万円、遊水地等活用基本計画策定等業務委託料として 1,100 万円、四浦地区交流拠点整備事業基本計画策定等業務委託料として 275 万円、柳瀬広場整備事業基本計画策定等業務委託料として 308 万円、21 ページ、タブレットでは 300 ページの補助金で、移住定住促進事業補助金として 1,610 万円の増額補正を、22 ページ、タブレットでは 301 ページの電子計算費で、タブレット端末導入費用として 248 万 9,000 円の増額補正を、23 ページ、タブレットでは 302 ページの情報通信施設管理費で、境田地区におけるテレビジョン難視聴対策経費として 295 万 3,000 円の増額補正を、徴税費の賦課徴収費で、地方電子申告支援サービス業務委託料として 184 万 8,000 円などの増額補正をお願いするものが主なものでございます。民生費関係では 659 万 5,000 円の増額補正ですが、25 ページ、タブレットでは 304 ページの社会福祉費の老人福祉費で、金婚夫婦、米寿及び 100 歳を迎えられた方に対するお祝い賞賜金として 122 万 6,000 円、26 ページ、タブレットで 305 ページの扶助費で、家族介護用品支給費として 156 万円などの増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、衛生費関係では 889 万 8,000 円の増額補正ですが、27 ページ、タブレットでは 306 ページの保健衛生費の保健衛生総務費で、子育て家庭への紙おむつ支給事業として 134 万 4,000 円、簡易水道特別会計への繰出金として 343 万 1,000 円の増額補正を、予防費で带状疱疹予防接種償還払いとして 252 万 5,000 円などの増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、農林水産業費関係では 1 億 2,146 万 8,000 円の増額補正ですが、29 ページ、タブレットでは 308 ページの農業費の農業振興費で、汎用コンバイン修繕料として 208 万 8,000 円、茶果樹等苗購入のほか、農業振興に関する補助金として 1,176 万 8,000 円の増額補正を、30 ページ、タブレットでは 309 ページの畜産業費で、酪農ヘルパー利用のほか、畜産業振興に関する補助金として 336 万 8,000 円の増額補正を、川辺川総合土地改良費で、川辺川総合土地改良区運営補助金として 106 万 2,000 円の増額補正を、31 ページ、タブレット 310 ページの農業経営基盤強化促進対策事業費で、担い手育成支援協議会の運営費のほか、農業経営体の農業機械導入等に対する補助金として 1,080 万円の増額補正を、農村総合整備事業費で、農業集落排水特別会計への繰出金として 200 万円の増額補正を、温泉施設管理費で、茶湯里施設修繕料として 1,120 万円、茶湯里施設整備等補助金として 300 万円の増額補正を、農業農村整備事業費で、32 ページ、タブレットでは 311 ページの委託料で、並木野、井沢地区基盤整備に係る換地等調整業務委

託料及び高原地区基盤整備に係る未相続地相続調査委託料として 1,622 万 5,000 円、畑地帯総合整備事業における水利施設整備事業及び特定農業用管水路等特別対策事業に対する県への負担金として 2,487 万 2,000 円の増額補正を、林業費の林業総務費で、33 ページ、タブレットでは 312 ページの補助金で、有害鳥獣対策等の事業に関する補助金として 215 万円の増額補正を、公有林整備費で基本財産造成事業及び間伐等森林整備促進対策事業に係る手数料として 956 万 4,000 円の増額補正を、林道維持費で、林道維持補修費として 250 万円、林道橋定期点検診断業務委託及び林道橋梁補修詳細設計業務委託料として 1,387 万円の増額補正を、森林経営管理事業費で、林業事業者が購入する安全装置等に対する支援のほか、林業振興に関する補助金として 620 万円の増額補正を、34 ページ、タブレットでは 313 ページの積立金で、森林環境譲与税基金への積立金 505 万円の減額補正などをお願いするものが主なものでございます。次に、商工費関係では 2,232 万 1,000 円の増額補正ですが、商工費の商工業振興費で、オフィス系企業等誘致戦略策定業務委託料として 330 万円、商工会に対する商工業振興補助金として 450 万円の増額補正を、観光費で、さがらっば祭など相良村観光事業委託料として 400 万円、さがら産業文化祭運営費補助金として 1,000 万円などの増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、土木費関係では 1 億 5,745 万 8,000 円の増額補正ですが、35 ページ、タブレットでは 314 ページの土木管理費の土木総務費で耐震関連事業補助金として 138 万 3,000 円の増額補正を、道路橋梁費の道路橋梁総務費で道路台帳整備業務委託料として 300 万円の増額補正を、道路維持費で、道路維持管理作業業務委託料のほか道路維持に関する委託料として 1,658 万円、36 ページ、タブレットでは 315 ページの賃借料で、道路管理用重機借上料として 500 万円の増額補正を、道路新設改良費で村道清流川辺川線及び村道平原十島線の FWD 調査業務委託料並びに村道井沢線測量設計業務委託料として 2,180 万円、村道松馬場朝ノ迫線道路改良工事、村道清流川辺川線及び村道平原十島線の舗装改修工事請負費として 5,500 万円の増額補正を、37 ページ、タブレットでは 316 ページの住宅費の住宅管理費で、村有松葉団地の外構フェンス修繕料として 230 万円、同じく松葉団地の住宅玄関屋根及びスロープ改修工事請負費として 250 万円の増額補正を、住宅建設費で、柳瀬地区に計画しています地域優良賃貸住宅建設地の敷地造成工事設計業務委託料として 800 万円、同敷地造成工事請負費として 3,600 万円などの増額補正をお願いするのが主なものでございます。次に、消防費関係では、3,279 万 1,000 円の増額補正ですが、消防費の非常備消防費で、38 ページ、タブレットでは 317 ページの機械器具費で、水深が比較的浅い水利でもポンプへの給水を可能とすることができるフローティングストレーナーの購入費として 159 万円の増額を、39 ページ、タブレットでは 318 ページの消防施設費で、上川下区への防火水槽 1 基の新設工事請負費として 700 万円の増額補正を、都市防災総合推進事業費で、中央地区の避難路整備実施設計委託料として 1,400 万円、同じく中央地区への避難路整備に伴う立木補償金として 570 万円などの増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、教育費関係では 9,583

万 3,000 円の増額補正ですが、40 ページ、タブレットでは 319 ページの教育総務費の事務局費で、8 月からの外国語指導助手任用のために報酬として 224 万円、中学生卒業祝い金として 225 万円の増額補正を、外国指導助手委託料 24 万 1,000 円の減額補正を、通学用自転車購入補助金として 114 万円、41 ページ、タブレット 320 ページで、フリースクールを利用する児童生徒への支援補助金として 48 万円の増額を、小学校費の学校管理費で北小学校に任用する事務補助員 1 名の報酬として 145 万 6,000 円、南小学校高学年トイレ改修工事請負費として 160 万円の増額補正を、42 ページ、タブレットでは 321 ページの中学校費の学校管理費で、トイレ改修工事及び給食運搬車屋根設置工事請負費として 530 万円の増額補正を、43 ページ、タブレットでは 322 ページの給食管理費の共同調理場管理費で食缶購入費として 102 万円の増額補正を、44 ページ、タブレット 323 ページの社会教育費の社会教育総務費で、村内の社会教育団体等に対する補助金として 165 万 1,000 円の増額補正を、文化財保護費で、45 ページ、タブレットでは 324 ページの補助金で十島菅原神社施設管理のほか文化財保存に関する補助金として 103 万円の増額補正を、社会教育施設費で、地域集会施設等整備事業補助金として 513 万 4,000 円の増額補正を、集会施設整備費で、柳瀬平原地区に建設します地域コミュニティ施設建設工事請負費として 5,000 万円の増額補正を、保健体育費の保健体育総務費で、47 ページ、タブレットでは 326 ページの補助金で、体育協会のほか、社会体育県大会等への出場及び総合型地域スポーツクラブへの補助金として 470 万円の増額補正を、体育施設費で、総合体育館 3 階の排煙窓修繕料として 253 万円などの増額補正をお願いするものが主なものでございます。最後に、災害復旧費関係では 21 万 5,000 円の増額補正ですが、農林水産施設災害復旧費の農業用施設災害復旧費で、農業用施設修繕料として 20 万円の増額補正を、公共土木施設災害復旧費の道路橋梁災害復旧費で、令和 2 年発生道路橋梁災害復旧事業に伴う補償金として 1 万 5,000 円の増額補正をお願いするものでございます。これらの歳出の財源といたしましては 10 ページ、タブレットでは 289 ページ以降の歳入補正予算事項別明細書のとおりですが、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰入金、諸収入及び村債もって充てるものでございます。また、8 ページ、タブレットでは 287 ページの第 2 表、債務負担行為において、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額をお願いし、9 ページ、タブレットでは 288 ページの第 3 表、地方債補正においては、公営住宅整備事業のほか 6 事業の追加、及び村道整備事業のほか 2 事業の限度額の変更について併せてお願いするものでございます。以上、議案第 28 号につきましてご説明申し上げましたが、内容ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、7 番議員。}

はい、7 番議員。

○7番(高岡重盛君) はい、7番、高岡です。31ページ、農業経営基盤強化促進対策事業費について、その中で、農業機械等導入支援事業補助金300万円。それから、農業機械等共同利用促進支援事業補助金400万円。29ページの農業振興費の中で、需用費の中で、汎用コンバインの修繕というようなこと、これにつきまして産業振興課長、詳しく説明をいただければと思います。

○議長(黒木正照君) はい、産業振興課長。

{「はい。」と、産業振興課長。}

○産業振興課長(倉田雅弘君) 議員の皆様、こんにちは。産業振興課長、お答えいたします。まずは、今ご質問がございました29ページ、汎用コンバインの修繕に関してなんですが、この修繕に関しては、今現在、SAS、相良農作業サービスのほうでお願いしております。6条刈り用のコンバインのほう、麦を刈ったりしてるんですけど、その機械のほうの修繕料となっております。ひょっとしたら、当初、この予算計上した時よりも、資材費のほうが上がっております、ひょっとしたら6月の補正で追加でお願いすることになるかもしれませんが、今のところの見積もりの段階で予算の計上のほうをさせていただいております。もう一つご質問がございました31ページ、タブレットでは310ページのほうになるんですが、農業機械等導入支援事業補助金として300万と共同利用促進支援事業補助金400万については、例年、行っている事業でございまして、この300万の農業機械等導入支援事業補助金というのは、大体、認定農家さんのほうに向けた10分の4の補助になります。上限額を100万円としております。共同利用のほうについては一応制約上、3戸以上の農家さんが共同で利用していただくというところの補助金になっております。以上でございます。

○7番(高岡重盛君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、7番議員。

○7番(高岡重盛君) はい、ご説明いただきました。現在の機械利用組合に入っておられる戸数、それから農業機械等共同利用促進支援事業の中で、農業機械を導入される範囲で何を購入されるのか。汎用コンバインの修繕費というのも、これ現在200万からかかるわけですが、これについて新規に機械を入れる考えはないか、そのところもお願いします。

○議長(黒木正照君) はい、産業振興課長。

○産業振興課長(倉田雅弘君) まずはSASが利用している汎用コンバインですね。これについての修繕ではなくて導入というところのお尋ねなんですが、今現在、この機械の導入も検討したんですが、とにかく機械代としましても1,000万以上なるものですから、それに伴い、それを引くトレーラーとか、そのトレーラーをまた利用するためのトラクターが必要であったりとか、いろいろ試算をした場合に1,700万円ほどになったものですから、差し当たっては、この200万ぐらいで修繕をしまして、それからの検討というところで、現在のところ考えております。あと共同利用促進支援事業に対しての利用戸数でよろしいんですかね。去年は共同利用のほうはございませんで

した。なかなか3戸以上の共同となりますと、それなりの面積、あるいは規模あたりが必要になってきますので、ちょっとご相談いただいた案件はあったんですけども、利用までは至っておりません。以上でございます。

○7番(高岡重盛君) はい。

○議長(黒木正照君) はい、7番議員。

○7番(高岡重盛君) はい。ただいま産業振興課長のほうから説明がございましたけれども、汎用コンバイン、機械等あたりで200万以上かけて修繕するよりも、やはり農家の所得向上のためには、やはり村としても新規に入れるというような考え方を持たれたほうがよいのではないかということで、一応これで質問を終わらせていただきます。

○議長(黒木正照君) はい、他にご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、4番議員。}

はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい、何点か質疑いたします。まとめてお尋ねしたほうがいいですかね。まず予算書のページで、19ページにあります地域おこし協力隊員1名ということで上がっておりますが、どういった人材を求めて、村としてはどういった使い方を、活用の仕方をしたいのかということをお尋ねします。まず1点です。次の20ページですが、川辺川魅力創造事業関連の委託料が何件か上がっております。かなりこの詳細設計業務委託は6,000万円ですね。600万円じゃなくて6,000万円ですね。これについての一定の説明は確かに受けてるわけですが、今一度、何か資料等があれば資料等を貰ったうえで説明をしていただければと思っております。あとその下の遊水地等利活用基本計画策定等業務委託1,100万円。これについての説明もお願いしたいと思っております。あとその下も含めて四浦地区、柳瀬広場整備事業、これも含めてちょっと説明してもらっていいですかね。あと分からないことで21ページですが、ひごラボ協議会って、これ何やったのですかねと思ってですね、これをお願いします。あとちょっと他にもあるんですが、ちょっと飛ばします。26ページの通いの場、委託料で通いの場支援業務委託。これすみません、これもちょっと説明方お願いします。あと一つぐらい、あと31ページ、温泉施設管理費で茶湯里の施設修繕等で1,120万。これもどういった修繕になるかお願いしたい次第です。それと、はい、他にもあるわけですが、ちょっと飛ばして。他の方が質疑できなくなるので。40ページの負担金で日本語研修・参加者、参加者となっているのでちょっと招致旅費というのが、大体は分かるんですが、ちょっとそこんところの説明をちょっと補足的にといいですか、お願いしたいと思っております。以上です。お願いします。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。まず19ページの地域おこし協力隊につきましては、これまで情報発信系というところで希望しておりましたが、新

年度につきましては、空き家が増えてきておりますので、その空き家を活用した、リノベーションとかそういったものができる人材のほうを募集したいと考えているところでございます。次に川辺川魅力創造事業、ページ数は20ページになります。委託料で川辺川魅力創造事業。まず土地評価業務委託160万。これにつきましては、廻地区の周辺の土地の購入の前の、それぞれ土地の評価、4地目の評価を行うものでございます。次に川辺川魅力創造発展事業業務委託770万円。これにつきましては、県の夢チャレンジの事業を活用してのわけでございますけども、これは観光協会のほうに事業を委託しまして、令和5年度同様、廻地区周辺の事業、イベントだったりそういったものに活用するための観光協会の委託金となります。その下、川辺川魅力創造事業詳細設計業務委託。これ6,000万につきましては大きく3つ事業がございます、一つが建物、建築物の詳細設計、これも廻地区のほうで計画しております魅力創造事業ですが、そのうちの、6,000万のうち、建築物詳細設計が2,500万。次に周辺整備の詳細設計、こちらが2,000万。最後にソフト整備、こちらが1,500万でございます。最後のソフト整備の1,500万につきましては更に二つの事業を考えております。まず1,500万のうち1,000万についてが、持続可能な管理運営の方法。これは、廻地区のほうで整備した事業、整備施設の持続的な管理運営ができるような、そういった管理運営の方法等の作成が一つ。それと川辺川魅力創造事業を核とした持続可能な実施事業の構築ということで、川辺の廻地区だけではなくて茶湯里とか川辺川全域のいろんな、その他の事業を活用したところの事業ができないかというところの実施事業の構築が1,000万。残りの500万につきましては、直接、先ほど地域おこし協力隊のほうを1名募集すると申しましたが、こちらのうちの500万については、民間派遣会社の地域おこし協力隊、これは特別交付税の措置がございますけれども、そちらのほうに依頼して地域おこし協議会のほうを派遣していただくと。こちらのほうとして希望する、こちらのほうの人材としては、川辺川魅力創造事業に携わってもらって、将来的にはその事業の運営を担うキーパーソン、そういった形になってもらえるような方に、できれば就いてもらいたいというふうに考えているところでございます。次に遊水地等利活用基本計画策定等業務委託1,100万円。これにつきましては、村内で計画されております柳瀬の遊水地、約6ヘクタール。それと遊水機能を有する土地、下黒石で約4ヘクタール、下鶴で約7ヘクタール。こちらの、通常どういったものに使うのかというものを基本計画のほうを策定するというものでございます。いろんな方法があると思いますので様々な方面からいろんなご意見等いただきながら、提案等をいただきながら、進めていければというふうに考えております。それと一つ飛ばして、四浦地区交流拠点整備事業基本計画策定等業務委託でございますが、こちらは今、集落支援のほうに、主に四浦地区を回っていただいて、いろんな住民の方の聞き取りを実施しております。四浦地区のほうで拠点施設整備のほうを計画しておりますが、どのような施設を、どのような位置に、ど、ういった内容で計画するのかというものの基本的な計画をこちらは立てるものでございます。それと一番下、柳瀬広場整備事業基本計画

策定等業務委託。こちらにつきましては、柳瀬のほうに今回、土地を高く上げてましてそこにコミュニティ施設を造ると。その施設から県道側の平場をどういった形で使うかという、広場の整備計画についての基本計画の策定業務委託として予算を計上しているものでございます。続きまして21ページ、負担金の中の、ひごラボ協議会負担金。こちらにつきましては、令和5年度までにつきましては、ひごラボさん、簡単に言うと自治体がこういった事業をやりたい、又は企業がこういったことをやりたいというのをマッチングさせるような事業をしていただいております。これが6年度については1歩前に進みまして、その事業とは別に、令和6年度からは、例えば村のほうは、持続可能な地域としての再生、発展に向けた課題解決に取り組むための支援をしていただこうというところです。例えば、川辺川魅力創造事業で整備しました施設等の管理運営をどのようにするのかというところを、企業目線でいろんな助言等をやっているというのに対して、その事業の、ひごラボ協議会への負担金となります。ただこちらの負担金につきましては、県の球磨川流域復興基金、10分の10、すべて充当されますので、村の一般財源の負担はございません。それぐらいだったですかね。

○4番(徳田正臣君) ですね。

○総務課長(川邊俊二君) 以上でございます。また漏れがあったらお願いします。

○4番(徳田正臣君) はい。

○議長(黒木正照君) 保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長(平川千春君) 保健福祉課長、お答えいたします。ご質問の26ページの後期高齢者医療事業費の中の委託料、通いの場支援業務委託の件でのご質問なんです。こちらは高齢者の保健事業と介護予防との一体的な事業への委託となっております。現在、介護予防サポーターさん、村内にいらっしゃるんですが、その方たちが各地区でフレイル予防教室等をやっております。その支援といたしまして、体操とかゲームとか、いろいろ介護予防に携わる事業所のほうに年に1回、その地区に入ってきていただいて、サポーターさんの支援をしていただくという事業となっております。こちら10分の10の補助です。以上、お答えいたします。

○4番(徳田正臣君) はい。通いの場な。俺さっき間違っただけの場って言ったごたつたな。分かりました。いやいやよかばい。俺が間違っただけ。言葉。

○議長(黒木正照君) はい、産業振興課長。

{「はい。」と、産業振興課長。}

○産業振興課長(倉田雅弘君) 産業振興課長、お答えいたします。茶湯里温泉の修繕というところで、1,120万の計上をさせていただいております。ページ数31ページ、タブレット310ページになります。その中で、その中の内訳をというご質問でございましたが、主なものを上げたいと思います。浴室の天窓の修繕、これに大体200万円程度。あと男性用の露天風呂のろ過機の修繕をしなければいけないんですが、それが190万円。同じく男性用の露天風呂の外壁が壊れておまして、その外壁の修繕が330万

円ほど。外壁を修繕するのに支障木がございまして、その支障木を伐採するのに 100 万円程度。これらが主な修繕費にかかる経費となっております。以上でございます。

○議長(黒木正照君) 以上だったですかね。4 番議員、以上だったですかね。

○4 番(徳田正臣君) もういっちょ、もういっちょ。

○議長(黒木正照君) はい、教育課長。

○教育課長(出合宏光君) 教育課長、お答えします。ページは 40 ページの日本語研修・参加者招致旅費の負担金の分が 34 万 7,000 円計上しておりますが、これは、今、外国語指導助手に来ていただいていますベレニスさんが、7 月までで任期がいっぱいとなりますので、8 月から新たな外国語指導助手の方に来ていただく予定です。その方の日本語研修、オリエンテーション関係の負担金が 8 万円、参加者招致の旅費負担金が 26 万円となっておりますのが内訳でございます。以上でございます。

○4 番(徳田正臣君) これ J E T プログラムでいってということ考えてるわけないな。すみません。

○教育課長(出合宏光君) そうです。J E T のほうに支払う金額になります。

○4 番(徳田正臣君) はい。議長、以上で終わります。

○議長(黒木正照君) 他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ここで暫時休憩をとります。再開は 2 時 20 分とします。



休憩 午後 02 時 08 分

再開 午後 02 時 20 分



日程第 20 から日程第 22 議案第 29 号から議案第 31 号

○議長(黒木正照君) 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、日程第 20、議案第 29 号、令和 6 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 1 号から、日程第 22、議案第 31 号、令和 6 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 1 号までを一括議題とします。本案について、提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 29 号、令和 6 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 1 号から議案第 31 号、令和 6 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 1 号までについて一括してご説明申し上げます。初めに、議案第 29 号、令和 6 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 1 号についてご説明申し上げます。タブレットでは 328 ページからになります。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 152 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 4,126 万 9,000 円とするものでございます。補正の内容といたしましては 6 ページ、タブレット 333 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出につきましては 9 ページ、タブレットでは 336 ページの総務費の総務管理

費で国民健康保険システム改修委託料として 65 万 4,000 円の増額補正を、保険事業費の特定健康診査等事業費で特定保健指導業務委託料として 82 万 1,000 円などの増額補正をお願いするものが主なものでございます。歳入につきましては 8 ページ、タブレット 335 ページから計上しておりますが、県支出金及び基金繰入金をもって充てるものでございます。次に、議案第 30 号、令和 6 年度相良村簡易水道特別会計補正予算第 1 号についてご説明申し上げます。タブレットでは 338 ページからになります。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,998 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,761 万 1,000 円とするものでございます。補正の内容といたしましては 6 ページ、タブレットでは 343 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出につきましては 9 ページ、タブレットでは 346 ページの簡易水道事業費で大谷地区水道施設整備測量設計業務委託料として 1,998 万 7,000 円の増額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては 8 ページ、タブレットでは 345 ページに計上しておりますが、国庫支出金、一般会計からの繰入金及び村債をもって充てるものでございます。また、5 ページ、タブレットでは 342 ページの第 2 表、地方債補正において令和 6 年度大谷地区簡易水道施設整備事業の追加を併せてお願いするものでございます。最後に、議案第 31 号、令和 6 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 1 号 についてご説明申し上げます。タブレットでは 348 ページからになります。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 250 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 4,370 万 9,000 円とするものでございます。補正の内容といたしましては 5 ページ、タブレット 352 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず、歳出につきましては 8 ページ、タブレット 355 ページの総務費の総務管理費で生活排水適正処理重点推進事業補助金として 250 万円の増額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては 7 ページ、タブレットでは 354 ページに計上しておりますが、一般会計からの繰入金及び県支出金をもって充てるものでございます。以上、議案第 29 号から議案第 31 号までを一括してご説明申し上げましたが、内容ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第 23 議案第 32 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 23、議案第 32 号、工事請負契約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 32 号、工事請負契約の変更について提案理由を

ご説明申し上げます。タブレットでは 357 ページからになります。本件につきましては、工事施工中の設計数量等の変更が必要となりましたので、工事請負契約金額の変更につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び相良村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、次のとおり工事請負契約の変更について議会の議決を求めるものでございます。工事場所は、相良村大字四浦地内で、令和 2 年 7 月豪雨により被災した村道野原椎葉線の災害復旧工事でございます。主な工事の変更概要は、まず、大型ブロック積工では、掘削基礎部分に岩が発生し、道路土工、基礎砕石工及び大型ブロック積工の根入れ深さ等を見直した事。取付工、舗装工、防護柵工では、現地状況により施工範囲が縮小可能だと判断し見直した事。仮設工では、一部の工区で工事用道路が別工事で設置したものを利用できたことにより設置不要になったことのほか、現地の状況及び施工性並びに地区住民の生活道路、避難路として共同利用を考慮したものに見直した事。構造物撤去工では、産業廃棄物処理数量をマニフェスト伝票実績により見直した事による変更が必要となったことから、事業量の変更が生じたものでございます。工事施工業者は、球磨郡相良村大字柳瀬 832 番地 9、有限会社田中土建、代表取締役田中清綱でございます。工事請負変更金額は、変更前契約金額 1 億 2,540 万円を 1 億 2,281 万 3,681 円に減額変更するものでございます。また、参考資料といたしまして今回の変更仮契約書の写しなどを添付しております。以上、議案第 32 号につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

はい、質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第 24 議案第 33 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 24、議案第 33 号、第 6 次相良村総合計画後期基本計画の策定に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 33 号、第 6 次相良村総合計画後期基本計画の策定に関し議会の議決を求めることについて提案理由をご説明申し上げます。タブレットでは 367 ページからをご覧ください。第 6 次相良村総合計画を令和元年 3 月に策定し、前期計画の期間が令和 5 年度をもって終了するため、新たに令和 6 年度を初年度とした後期基本計画を策定するに当たり、地方自治法第 96 条第 2 項の規定により議会の議決すべき事件に関する条例に基づき議会の議決を経る必要がありますのでご提案するものでございます。以上、議案第 33 号につきまして提案理由をご説明申し上げます。

したが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、4番議員。}

はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) ちょっとお尋ねいたします。この基本計画案の28ページであります。国内・国際交流ということで、ピンクのブロックの中にグローバル化する社会で活躍できる人材育成ということでありますが、具体的にもう人材育成というのはもう、これもう、村、自治体がどれだけ今後、力を入れていくか。しかも単なる人材育成ではなくて国際的な、グローバルという言葉もありますけども、グローバル人材、グローバルじゃなくてグローバルですね、グローバル人材育成を、どう育成していくのか、今後具体的な事業を、施策をどうお考えなのか村長にお尋ねしたいと思っております。

{「はい。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) はい、お答えします。この総合計画は後期、ご存じのとおり後期の基本計画でありまして、これはもう前期から載っていたと思っております。よって、4番議員ご存じのとおり、このグローバル化は進めなければならないということではしておりますが、具体的な計画は今のところ立てておりません。以上です。

○4番(徳田正臣君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) なかなか、これ総花的で、すべてのジャンルにわたって網羅的でありますんで、なかなかすべてにわたって具体的な構想がある、計画あるというところまではいかないでしょうけども、私が今お尋ねしたのは、今後はそういった構想を、この2期目4年間の中で具体化してもらいたいという思いでお尋ねしたわけでありまして。はい、以上です。よろしくお願い致します。

○議長(黒木正照君) 他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、8番議員。}

はい、8番議員。

○8番(小善満子君) 8番議員、質問いたします。私、高齢者の代表でございますので、まず高齢者のことについて、10ページですね。高齢者福祉の中に施策の方針ということで、いろいろ高齢者についてのことが掲げておりますが、民生委員も高齢化していることから、特に山間部限界集落に居住する高齢者の見守りについて見守りロボット等の活用・導入を検討してますと書いておりますので、その見守りロボットということは、どのようなロボットなのかなと思ひまして質問しました。お願いします。

○議長(黒木正照君) はい、保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

- 保健福祉課長(平川千春君) 保健福祉課長、お答えいたします。ロボットといたしましても、アニメとかで出てくるようなロボット型のロボットではなくて、タブレットとかスマホとかを使って、緊急通報装置とか安否確認みたいなイメージで私はおります。以上、お答えいたします。
- 8番(小善満子君) はい、議長。
- 議長(黒木正照君) はい、8番議員。
- 8番(小善満子君) それと、特に山間部限界集落と書いてありますが、相良村では、この限界集落に居住するということで、大体地域的にどのあたりが限界集落に当たるんでしょうか。総務課長、限界集落、村長。
- 議長(黒木正照君) 村長。
- 村長(吉松啓一君) お答えします。山間部の限界集落と大枠で示しておりますので、どこどこ集落ということではございませんので、
- 8番(小善満子君) もうやはり山間部でしょ。
- 村長(吉松啓一君) ここに書いてありますとおり山間部の限界集落ということで。はい。
- 8番(小善満子君) あんまり人が行き来できないような所に住んでいらっしゃる所と解釈していいんですか。
- 村長(吉松啓一君) いや、今、介護関係、デイサービスもほとんどの集落、相良村通っておりますので、この限界集落までいくのか。今のところそこまでは行ってないと思っておりますが、この長期計画ですので、限界になり得る集落ということでご理解いただければと思います。大まかに。どこの集落ではございません。
- 8番(小善満子君) はい、分かりました。はい。
- 議長(黒木正照君) はい、8番議員。
- 8番(小善満子君) そういうことで、いろいろ解釈方法がございますので、私、素直に一応お尋ねしたんですが、これで終わります
- 議長(黒木正照君) 他にご質疑ありませんか。はい。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第25 議案第34号

- 議長(黒木正照君) 次に、日程第25、議案第34号、相良村過疎地域持続的発展計画の変更に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

- 村長(吉松啓一君) それでは、議案第34号、相良村過疎地域持続的発展計画の変更に関し議会の議決を求めることについて提案理由をご説明申し上げます。タブレットでは412ページからご覧ください。相良村過疎地域持続的発展計画に新たな事業の追加などを行う場合、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項を準

用する、同条第1項の規定に基づき議会の議決を経る必要がありますのでご提案するものでございます。具体的な内容につきましては、2 産業の振興の施策区分、3 地域における情報化の施策区分及び5 交通施設の整備、交通手段の確保の施策区分において、事業等の追加及び名称の変更を行い、事業の実施に当たり、過疎対策事業債の活用ができるようにするものでございます。以上、議案第34号につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ここで暫時休憩とします。再開は、3時10分をめぐりに再開いたします。

○
休憩 午後02時38分
再開 午後03時40分
○

日程第26 議案第35号

- 議長(黒木正照君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。日程第26、議案第35号、相良村中学校卒業祝金支給条例の制定についてを議題とします。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第35号、相良村中学校卒業祝金支給条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第35号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第14号

- 議長(黒木正照君) 次に、日程第27、議案第14号、相良村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第14号、相良村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第14号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第 28 議案第 15 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 28、議案第 15 号、相良村土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 15 号、相良村土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第 15 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。



日程第 29 議案第 16 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 29、議案第 16 号、相良村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 16 号、相良村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第 16 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。



日程第 30 議案第 17 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 30、議案第 17 号、相良村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 33、議案第 20 号、相良村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 17 号、相良村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第 20 号、相良村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでを採決します。この採決は起立によって行います。はじめに、議案第 17 号、相良村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

てを採決します。議案第 17 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(黒木正照君) 次に、議案第 18 号、相良村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。議案第 18 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(黒木正照君) 次に、議案第 19 号、相良村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。議案第 19 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(黒木正照君) 次に、議案第 20 号、相良村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。議案第 20 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 34、議案第 21 号、相良村簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 21 号、相良村簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第 21 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 35、議案第 36 号、相良村報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 36 号、相良村報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第 36 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。



○議長(黒木正照君) 次に、日程第 36、議案第 22 号、相良村木造住宅建設補助金交付条例の廃止についてを議題とします。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 22 号、相良村木造住宅建設補助金交付条例の廃止についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第 22 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。



○議長(黒木正照君) 次に、日程第 37、議案第 23 号、令和 5 年度相良村一般会計補正予算第 11 号を議題とします。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 23 号、令和 5 年度相良村一般会計補正予算第 11 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 23 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。



○議長(黒木正照君) 次に、日程第 38、議案第 24 号、令和 5 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 3 号から、日程第 41、議案第 27 号、令和 5 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号までを一括議題とします。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 24 号、令和 5 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 3 号から、議案第 27 号、令和 5 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号までを採決します。この採決は、起立によって行います。はじめに、議案第 24 号、令和 5 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 3 号を採決します。議案第 24 号については、原案のとおり決定

することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

○

○**議長(黒木正照君)** 次に、議案第 25 号、令和 5 年度相良村簡易水道特別会計補正予算第 5 号を採決します。議案第 25 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

○

○**議長(黒木正照君)** 次に、議案第 26 号、令和 5 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 5 号を採決します。議案第 26 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

○

○**議長(黒木正照君)** 次に、議案第 27 号、令和 5 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号を採決します。議案第 27 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

○

○**議長(黒木正照君)** 次に、日程第 42、議案第 28 号、令和 6 年度相良村一般会計補正予算第 1 号を議題とします。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

{「はい。」と、4 番議員。}

はい、4 番議員。

○**4 番(徳田正臣君)** はい。反対の立場で私は討論をさせていただきたいと思っております。まず、この議会というのは村民のために、偏った特定の人の方を向いてではなくて全村民を見ながら、やはり慎重な審議をすべき立場であります。我々議員は。であるならば、それと対峙、対峙ですからね。対峙する関係の予算を出します執行部、村長のほうも慎重な審議のうえに熟慮したうえでやはり予算書を出すべきであろうかと思っておりますが、まずタイミング的に本日は 3 月 28 日であります。村長選挙が今年ありましたけども、村長が 2 期目当選が確定する前から、3 月 28 日の臨時会というのが、もう既に事実上、決まっております。日程が決まっているという形でのやり方というのに、まず疑問を持っているところであります。もう既に聞いておりました。村長。そのままで。それで、そういったことも、これはやはり非常に地方自治の中で

よくないと思いますし、この予算書をずっと見ておって、全体的に見た場合に、村づくりの思い、あるいはその村づくりの構想、計画をどれだけ熟慮されたかというのが伝わってこない。行き当たり場当たりの、支持者を増やすための事業でしか見えてこないんです。率直に申し上げて。そういった中で、具体的に個別に見た場合に、本来でしたならば、例えば地域おこし協力隊。私は個別に言ったならば地域おこし協力隊は、相良村に今、もう呼ばないほうが、採用しないほうが私は良いと考えておりますし、あと川辺川魅力創造事業、これもかなり高額な予算が上がっております。これについても非常に厳しい事業でありまして、これはもうご存じのとおり反対であります。あと茶湯里の施設修繕に1,220万上がっておりますけども、まずは、茶湯里の経営体制の健全化というものをやはり図らないと、やはり村民の税金を、やはりそう簡単に予算化するわけにいかないということでもあります。あと地域コミュニティの件に関しましては、従来からご存じのとおり、ちょっとやはり進め方が荒っぽい。そして2メートルの嵩上げは現実的にしなくてもいいという考えであります。他の補助金を使えばいいわけです。他の補助金を使ったならば2メートル嵩上げしなくてもいいわけでありまして、そここのところも含めて、ぜひご再考願いたい。それを一つ一つ、本来でしたならば修正案として提案すべきだったかと思いますが、結果は申し訳ないですけども、恐らく可決されると思いますので、迂遠な方法を取るのではなくて、私の考え方として反対の意をここで表したわけでありまして。そういうことで3月28日でありまして、4月に入ってからも、また、万が一否決されましたならば、執行部のほうで十分村の事業を、それを予算化したものを十分熟慮されていかれたらいいかなという思いです。裁判で言うと、これはっきり差戻しということでもあります。そういう思いで、私はこの令和6年度一般会計補正予算について反対いたすところでありまして。以上です。

○議長(黒木正照君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。次に、原案に反対者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第28号、令和6年度相良村一般会計補正予算第1号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第28号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立多数です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

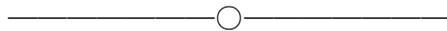


○議長(黒木正照君) 次に、日程第43、議案第29号、令和6年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第1号から、日程第45、議案第31号、令和6年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第1号までを一括議題とします。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第29号、令和6年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第1号から、議案第31号、令和

6 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 1 号までを採決します。この採決は、起立によって行います。はじめに、議案第 29 号、令和 6 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 1 号を採決します。議案第 29 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

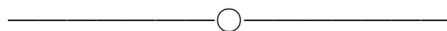
起立全員です。したがって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。



○議長(黒木正照君) 次に、議案第 30 号、令和 6 年度相良村簡易水道特別会計補正予算第 1 号を採決します。議案第 30 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

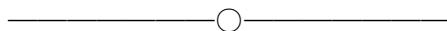
起立全員です。したがって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。



○議長(黒木正照君) 次に、議案第 31 号、令和 6 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 1 号を採決します。議案第 31 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

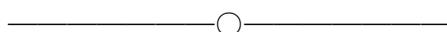
起立全員です。したがって、議案第 31 号は原案のとおり可決されました。



○議長(黒木正照君) 次に、日程第 46、議案第 32 号、工事請負契約の変更についてを議題とします。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 32 号、工事請負契約の変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第 32 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。



○議長(黒木正照君) 次に、日程第 47、議案第 33 号、第 6 次相良村総合計画後期基本計画の策定に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 33 号、第 6 次相良村総合計画後期基本計画の策定に関し議会の議決を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第 33 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 48、議案第 34 号、相良村過疎地域持続的発展計画の変更に関し議会の議決を求めることについてを議題とします。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 34 号、相良村過疎地域持続的発展計画の変更に関し議会の議決を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第 34 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(黒木正照君) ただいま議決されました案件については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

○

○議長(黒木正照君) これで、本日の日程は、全部終了しました。令和 6 年第 2 回相良村議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

○

閉会 午後 04 時 06 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

相良村議会議長

相良村議会議員

相良村議会議員